

## 土浦市持続化給付金申請要領

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支えるため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

### 給付額

個人・法人問わず1事業者あたり **20万円**（支給は1回のみ）

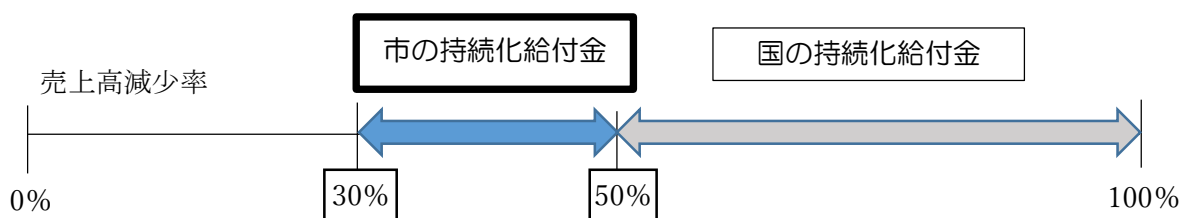
（ただし、前事業年度の売上高<A>と、対象月の売上高<B>の1.2倍の額との差額が上限額）

$$\text{支給額} = A - B \times 1.2$$

### 支給要件

次の要件の全てに該当する事業者が対象となります。

- (1) 本市内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者であること。
- (2) 法人の場合、令和2年4月1日時点で資本金の額又は出資の総額が10億円未満若しくは従業員数が2,000人以下であること。
- (3) 事業収入を得ており、今後も事業継続意思があること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの期間のうち任意のひと月（以下「対象月」という。）の売上高が、前年の同月と比較して30%以上50%未満の減少となったこと。  
※新規開業者については、特例あり。
- (5) 国が支給する持続化給付金の支給対象とならないこと。
- (6) 土浦市暴力団排除条例第2条に定める暴力団関係者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。
- (8) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (9) 政治団体でないこと。
- (10) 国又は法人税法別表第一に規定する公共団体でないこと。



**国の持続化給付金との重複支給は出来ません。もし、市の給付金の支給を受けた後に、国の持続化給付金を受けることとなった場合には、市の給付金については、返納いただくこととなります。**

申請書の受付は、**郵送による方法**といたします。郵送の際には、郵便物の追跡ができる方法（レターパック、簡易書留郵便）をお勧めします。

【提出先】〒300-8686 土浦市大和町9番1号  
土浦市役所 商工観光課 宛て

**申請期限：令和3年1月29日（金）必着**

## 申請書添付書類

### 法人の場合

- (1) 事業を営んでいることが確認できる書類
  - ・法人税の確定申告書別表一の控え
  - ・法人税の納税証明書      ・営業許可書      など
- (2) 売上減少となった月の売上を証する書類
  - ・対象月の売上台帳      ・対象月の月別試算表      など
- (3) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類
  - ・法人事業概況説明書の控え（両面）
  - ・比較月の売上台帳，月別試算表      など
- (4) 前事業年度1年間の売上高が分かる書類
  - ・前事業年度の法人税確定申告書
  - ・前事業年度の損益計算書      など
- (5) 申請者が指定する給付金の振込先口座が確認できる書類
  - ・振込先口座の預金（貯金）通帳の写し
- (6) 市内の事業所所在地が確認できる書類
  - ・店舗や事務所の住所がわかるチラシ，案内図
  - ・法人市民税の領収書など事業所所在地の記載があるもの  
など
- (7) 創業時期が確認できる書類（新規開業者の場合）
  - ・税務署へ提出した法人設立届書の写し      など

### 個人の場合

- (1) 事業を営んでいることが確認できる書類
  - ・所得税確定申告書の写し      ・所得税青色申告決算書
  - ・所得税納税証明書（事業所得金額の記載があるもの）      など
- (2) 売上減少となった月の売上を証する書類
  - ・対象月の売上台帳      ・対象月の月別試算表      など
- (3) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類
  - ・比較月の売上台帳，月別試算表      など
- (4) 令和元年1年間の売上高が分かる書類
  - ・令和元年所得税確定申告書      ・令和元年損益計算書      など
- (5) 申請者が指定する給付金の振込先口座が確認できる書類
  - ・振込先口座の預金（貯金）通帳の写し
- (6) 市内の事業所所在地が確認できる書類
  - ・店舗や事務所の住所がわかるチラシ，案内図      など
- (7) 創業時期が確認できる書類（新規開業者の場合）
  - ・税務署へ提出した開業届の写し      など